

## 松江工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

平成27年 2月26日制定  
令和 2年 7月16日最終改正

松江工業高等専門学校（以下「本校」という。）は「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改正平成29年3月14日）」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定。最終改訂令和2年4月30日）」にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ）の対策を総合的かつ効果的に推進するため「松江工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「本計画」という。）」を定める。

### 【いじめについての理解】

#### （いじめの定義）

第1 本計画において「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等当該学生と一定の人間関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断する。

#### （いじめの禁止）

第2 本校学生は、いじめを行ってはならない。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気醸成するよう努める。

#### （基本的姿勢）

第3 いじめは、どの学生にも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることを鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

2 いじめ防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の

心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

- 3 いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが重要であることを認識しつつ、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、組織的な対応を行わなければならない。

### 【学校及び教職員の責務】

（本校及び本校の教職員の責務）

- 第4 本校及び本校の教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 2 本校の教職員は、本計画及び早期発見・事案対処マニュアルの読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- 3 校長は、自らが学校がいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- 4 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

### 【いじめ防止等のための対策】

（本計画）

- 第5 本計画については、学生及び学生の保護者へ通知するとともに、本校ホームページで公表する。

（いじめ防止等のための組織）

- 第6 いじめの防止、早期発見及びいじめ事案の対応等にあたるため、松江工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、いじめ防止等に関し、高度の専門性を要すると判断した場合、校長の許可を得て、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（以下「外部有識者」という。）に協

力を求めることができる。

- 3 委員会は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、本計画に即して機能しているかを学生に対するアンケート調査等によって適切に点検し、必要に応じて見直しを行うなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルに基づき検証を行う。
- 4 委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われないよう、適切に管理しなければならない。

### 【いじめの未然防止】

(共通理解を図る措置)

第7 教職員対象の講演会や研修会等を実施し、いじめに関する基本的事項について共通理解を図る。

- 2 学生に対しては、1～3年生までの特別活動の中で、いじめ問題に触れ、いじめは人間として許されない行為との意識を醸成する。
- 3 いじめに該当する事例等を具体的に列挙し、校内に掲示して周知する。

(いじめに向かわない態度・能力の育成)

第8 課外活動や寮生活、留学生との交流等を通じて社会性を育み、他人の気持ちを思いやることのできる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- 2 インターンシップ等を通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、良好な人間関係を築く力を養う。

(自己肯定感・自己有用感の育成)

第9 学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全体を通じ、学生の自己肯定感が高められるよう努める。

- 2 地域貢献活動など、学生が他者の役に立っていると感じ取ることができるような活動への積極的な参加などにより、自己有用感の発達を促すよう努める。

(学生の自主的取り組みの推進)

第10 学生の自主的活動組織である学生会、寮生会の活動を支援し、良好な人間関係を構築できるようサポートする。

(学生全体への働きかけ)

第11 いじめを当事者間のみの問題とせず、全ての学生が、傍観者とならないよう、集団の一員としてお互いを尊重し合う人間関係を構築できるよう指導し、いじめ根絶の働きかけを行う。

## 【いじめの早期発見】

(教職員による観察)

第12 教職員は、いじめはどの学生においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、学生の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。学生のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫を行う。

(定期的な調査や教育相談の実施)

- 第13 いじめ等の問題を抱える学生を早期に発見するため、定期的なアンケート調査を行う。
- 2 学生相談室をはじめとした相談体制について、学生に継続的に周知する。また、保健室等も活用しながら相談しやすい環境・体制を構築し、交互に連携しながら早期発見に努める。また、学外相談窓口についても、学生に周知する。
  - 3 学級担任、アドバイザーによる個人面談や保護者面談を活用し、人間関係や悩みについて早期に把握するよう努める。

## 【いじめ事案への組織的対応】

(発見・通報時の対応)

第14 いじめを発見し、又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに委員会に報告する。

(事実調査及び報告)

- 第15 委員会は、いじめを受けた学生、いじめを行った学生、及びその他関係する学生・教職員等から事実確認や情報収集を行い、迅速かつ正確に事実関係を把握し、その結果を校長に報告するものとする。
- 2 校長は前項の結果を高専機構に報告するものとする。
  - 3 いじめに関する問題解決にあたり、その対応に関わる全ての者は、当事者に係るプライバシー、名誉、人権等に十分配慮するとともに、事実調査等により知り得た秘密を漏洩させてはならない。

(継続的な支援及び助言)

- 第16 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、外部有識者の協力を得つつ、本校の複数の教員によって、いじめを受けた学生及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った学生に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- 2 いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(いじめを受けた学生への支援)

第17 いじめを受けた学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った学生を別室において指導するなど、いじめを受けた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(いじめを行った学生への指導)

第18 いじめを行った学生への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

(保護者への対応)

第19 教職員が支援又は指導もしくは助言を行うにあたっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、事実関係を聴取したら、まず迅速に双方の保護者に連絡する。次に、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、本校と保護者が連携して以後の対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(所轄警察署との連携)

第20 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認めるときは、速やかに所轄警察署と連携してこれに対処する。

2 学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(インターネット等によるいじめへの対応)

第21 インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

2 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護

者に説明する。

(いじめを行った学生に対する措置)

第22 教育上必要があると認めるときは、いじめを行った学生に対して懲戒を加える。

2 いじめには、様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、加害学生が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(いじめの解消)

第23 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認めれる場合において初めて判断する。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努める。

## 【重大事態への対処】

(重大事態)

第24 いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。

(重大事態への対処)

第25 いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。

2 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、松江工業高等専門学校危機管理要領に則り、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関するいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

3 いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

4 重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとし、必要な指導及び支援を受ける。

5 学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定する

とともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。

- 6 重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

#### 【評価・検証】

(P D C Aサイクルに基づく評価・検証)

第26 本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、P D C Aサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。

- 2 毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。
- 3 本校が自ら点検及び評価を行うにあたり、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを点検及び評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。

附則

本基本方針は平成27年2月26日から施行する。

附則

本基本方針は令和元年5月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

本計画は令和2年7月16日から施行する。